令和４年　神奈川県議会　第１回定例会　厚生常任委員会

令和４年１月 21 日

谷口委員

私からは、何点か現場からの声と、あと全体の話をお聞かせ願いたいと思いますが、まず最初に、冒頭、今日、報告のあったメールアドレスの流出について確認しておきたいんですが、原因としては、本来ならＢｃｃで送るところを、Ｔｏ、もしくはＣｃで送って、受けた方が全員見られてしまったという、こういう理解でよろしいんでしょうか。

医療危機対策本部室長

おっしゃるとおり、本来、Ｂｃｃで送らなければいけないものをＴｏで送ってしまったので、見られるようになってしまったという状況です。

谷口委員

一番基礎的なところ、基本的なところだと思うんですが、こういう場合に、一応隣の人にちょっと確認してもらうとかというダブルチェックの体制というのは、今まで取れていなかったのか。

医療危機対策本部室長

この委託事業者のほうでは、もともと内規として、ダブルチェックを行うということが前提となっていましたが、今回の場合は、そのダブルチェックが行われていなかったということがありましたので、委託事業者に、県でもこういう場合はダブルチェックしている、かつ委託事業者のほうの内規でそういう規定があるんだから、それをきちんと対応してくれということを強く指導したところです。

谷口委員

いわゆる、そう取り決めていたのにできていなかったということで、何らかの、県として厳しく指導しただけで済むのか、どうなのか。その辺、検討状況をお聞かせ願いたい。

医療危機対策本部室長

まず、この委託事業者のほうから、この誤って送った先 57 件については、それぞれお詫びを入れていただき、事情説明と、アドレスを削除、本当は、本来は見てはいけない部分、それをお願いする、そういうことをきちんと対応するようにということを指示しています。

谷口委員

きちっと削除していただくというのが、あるべき姿だと思うんですが、今、様々なサイトにログインするときに、ＩＤを、メールアドレスで設定する場合が本当に多いので、相当注意をしていただかなきゃいけないと思いますので、しっかりと再発防止の対策を、委託業者へのさらなる厳しい指導も含めてお願いしたいと思います。

まず、現場の声を基に、幾つか質問をさせていただきたいと思うんですが、先日、ワクチンの２回目を受けたところ、発熱や、胸の心臓がちょっとばくばくし始めたとか、いわゆる副反応と思われる症状が出たということで、県のコールセンターに電話して、そこで、それは副反応の可能性がありますから受診

してくださいということで、また、かかりつけ医がいなかったので、公立病院に電話をして受診をしたところ、やはり、いきなり大きな病院なので、いわゆる初診料、それからいろいろ調べたので、かなり高額な支払いが生じてしまったということなんですが、もともとのワクチンの副反応に関連するこうした受診というのは自己負担になるのか、確認をさせてください。
医療危機対策本部室長
　ワクチンの接種による副反応の場合には、コロナに感染したときの治療と異なりまして、直ちに公費負担になるものではないという前提です。
　ただし、ワクチンの予防接種で健康被害が発生した場合には、救済給付を行う制度はあります。この救済給付を受けるためには、お住まいの市町村に申請して、県を経由して、国が設置した審議会で健康被害であることを認定するという流れの中で、給付が認められるまでの間は、医療費等について、一時的に御自身で御負担いただかざるを得ない状況になっております。
谷口委員
　救済制度のことは、ワクチンの最初の通知の紙にも一応出てはいるんですが、実際は申請しても、半年たっても結果が出ないとか、かなり滞っている現状もありますし、そもそも副反応で受診した際に、お金かかりますということが明記されていないケースが見受けられます。
　県のほうでは、そうした自己負担がかかるということをホームページ等で周知をしているのか、また、市町村にも、そうしたことをきちっと書いてくださいというふうに案内しているのか、その辺を確認させてください。
医療危機対策本部室長
　県の広報としましては、新型コロナワクチンポータルサイト、こちらのほうで給付が認められるまでの間の医療費等については、一時的に御自身で医療を負担する必要があるということは記載してあります。
　一方で市町村は、健康被害救済制度そのものは、予防接種法に基づく事務として、医療費等の自己負担が必要であることを、これについては、当然市町村の事務として最初から制度が設けられていますので、改めて県のほうからは周知はしていないという状況です。
谷口委員
　一定程度分かりましたが、一般の市民、県民の方からすると、いわゆるコロナに感染をしたときの治療費は、一部初診料かかりますが、治療費については、国費というか無償になっているということと、ワクチンの副反応における治療と、恐らく、混在しているんだろうと思うんですね。
　なので、こんなにかかるんだということで、びっくりされたというお声だったんですが、まず最初に県のコールセンターに電話しますので、その際にコールセンターのほうで、受診していただかなければいけないが、救済制度ありますけれども、自己負担となりますということは、口頭でお伝えしていただいたほうがいいのではないかと思うんですが、対応できないでしょうか。
医療危機対策本部室長
　現在、副反応コールセンターでは、ケース・バイ・ケースですが、健康被害救済制度について説明していますが、その際に、一時的な負担が生じる、救済

制度が認定されるまでは負担しなきゃいけない、そういったところについては丁寧に説明するように、改めて指導してまいりたいと考えています。
谷口委員
　ぜひそこはよろしくお願いをしたいと思います。
　一方で、さっきちょっとお話ししましたが、別のケースで、濃厚接触者になって、かかりつけ医に相談の電話をしたところ、自分のところには、クリニックには来ないでください、ほかのところを紹介しますということでお話があって、その際、電話を切る前に、今回、幾ら幾らかかりますんでというように言われて、後日、別の方が支払いに来てくださいと、こういうふうに言われたということで、まず確認したいんですが、そもそも濃厚接触者になった場合に、確定検査を受ける必要があると思うんですが、これは発熱医療機関等への病院に行かなくてはいけないのかどうか、まず確認をさせてください。
医療危機対策本部室長
　今現在、県のほうで事業として設けています無料検査場は、濃厚接触者、あるいは発熱等の症状がある方は受けられない、そういうところになっていますので、発熱等診療医療機関で受診していただければ、初診料は別として、検査料は公費負担となります。
谷口委員
　この場合のケースで、電話で、多分、医師の方が直接お話しをされたと思うんですが、これで費用がかかってしまうというのは、これについてはどうお考えか。
医療危機対策本部室長
　電話の場合でも、医師としての医療的な判断をした場合には、オンライン診療と同様に費用がかかるということがあります。
谷口委員
　そこも、電話で聞いただけで費用がかかるのというのも正直な御感想だったと思うんで、何らかの形で市民の方に、これはこういうシステムになっていますということを、ぜひ周知する仕組みをお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。
医療危機対策本部室長
　一般の方は、コロナに関しては、全て公費負担というふうに考えている方もいらっしゃると思いますので、その点については工夫していきたいと思っております。
谷口委員
　ぜひ御検討いただきたいと思います。
　今後の対応について伺っていきたいと思うんですが、今日も議論ありましたが、前回の感対協で、医療逼迫を防ぐのはタイムリーな療養開始イメージということでイメージ図がありました。
　この場合は、まだ案の段階だと思いますが、無償の検査で陽性になった、もしくは、自分のセルフテストで陽性になった、そうすると、療養先として自宅、もしくは宿泊施設というふうにあるんですが、ここで言う宿泊施設、自宅は自宅で、自分でとどまってやればいいんですが、でも、勝手に、いわゆる県の療

養施設に行くわけにはいかないんですよね、ここは何を示しているんですか。
医療危機対策本部室長
　まず、前回のところでお示ししたところとして、ステップ２とステップ３とあります。
　ステップ２の段階では、まず検査の簡略化ということで、無料検査を受けた場合、あるいは抗原検査キットで、検査で陽性が出た場合は、発熱等診療機関で改めて検査を受けずとも確定検査にする。その流れですと、発熱等診療機関で陽性が確定せずとも、入院診断、治療管理ということで保健所のほうに連絡が行きます。そうしますと、自宅療養、宿泊療養という仕分けがなされるというのがあります。
　一方、今、委員がお尋ねになっているのはステップ３という、その結果をもって自宅療養を始めますという究極のラインのところになると思います。その場合には保健所を通じないので、自宅療養と宿泊療養とある場合には、宿泊療養のほうは自らそこを探していただく、そういうようなことになると思います。
谷口委員
　自宅でとどまる分には、それはよく分かるんですが、要するにホテルを探すということですので、そうすると、自分、陽性になっているのに、一般の人たちも宿泊しているホテルに行っちゃっていいんですか。
医療危機対策本部室長
　これは、あくまで究極の姿であり、基本的にはそういった民間の宿泊療養施設、そういう陽性者の方はお断りするというのが基本ですので、そこまでは考えていないんですが、極端な例として例示させていただいて、それを基に議論をする、こういうケースもあり得るんだという、御家庭の事情によっては、家庭にいられないという方もいらっしゃると思いますので、それが究極の姿、その上で、どういう対応が必要かということを議論していくという、一つの例示的なものだと思っています。
健康医療局長
　前回の感染症対策協議会で例示をさせていただきましたタイムリーな療養開始イメージのところでは、まだ、いろいろ固まった議論ではないんですが、フォームを入力していただいたりして、そのうち、ここをどう扱うかというところあるんですが、例えば、県の医師によって発生届のほうを出したりして、ある程度状態を把握して、状態の悪い方は、地域療養なり宿泊に流すということも含めて、可能性として書き込んでございます。
　発熱外来を通さず、保健所を通さずということで、先ほどから保健所の逼迫ということに注目して議論されていますが、感染症法上の基本は、医療機関が診療を行って、診療主体が発生届を出すというのが基本です。ですから、今、国で行われている議論も、検査が逼迫をするので、発熱診療機関が検査をせずに診断だけをもって判定をする、そういうようなことを中心にされていて、医療機関を外すというのは非常に例外的な例です。
　何でこういう議論をしているのかというと、要は、発熱外来でやってくれるうちは、極力発熱外来でやってもらいましょうという発想は当然持っています。ただし、コロナの推計をしていくと、オミクロンは感染力が非常に強いので、

この前、東京新聞の記者も言っていましたが、このままの勢いでいくと１月末に 10 万人になりますよと。毎日 10 万人出ます。しかも、10 万人で並行推移するわけじゃないです。ピークが分からないですから、１週間後には 20 万人になるかもしれない。２週間後には 30 万、40 万、50 万になっているかもしれない。

そのときに、そういう人たちを行政が一人一人管理できるのか。そして、それを受け止める発熱外来が１日 50 万人とかを検査できるのか、多分、無理だろう。発熱外来がそういうふうにパンクしたときに、どうしないといけないのかという緊急避難的なことを考えているものなので、そこはちょっと前提として御理解いただきたいと思います。

谷口委員

分かりました。イメージからこのまま読み取るとそう読めるということで、ちょっと確認の意味で。

今日、また最終的に、夜、やるんだと思うんですが、ちょっと時間がないので、今、お話があったように、こういう形、いろいろな工夫をして、とにかく重症化させない。または重症化した方を救う、そうしたきちっとした対策を取ったほうがいいなと思うんですが、その意味で、２類、５類の話もありますが、出口を今後どうしていくのかというところも、そろそろ結論は出さないまでも、いろいろ検討しておかなきゃいけないんだろうと思うんですね。

１週間くらい前には、知事は、まだ、そういう２類を５類にという時期ではないという発言をされているかと思うんですが、今、当局としてどういう問題意識を持っていらっしゃるのか、それをちょっと確認させていただきたい。

健康医療局長

まず、オミクロンの感染力の強さからいうと、従来のやり方で、全員をしっかりとフォローしていくというのは無理だろうと思っています。

そのときに一番大切なのは、やはり人が亡くならない、それから重症化する方を少なくする、そういうリスクを持った方に、限られたリソースをどうしても注力をしないといけない。そのときにどういうふうに優先順位をつけるか、どういう手順でやっていったら最低限のことをこなせるかというのを、しっかりやっていくということが重要だと思っています。

それと、やはりワクチンですとか、それから有効性が高いと言われているファイザーの経口薬、これが２月の末とかに経口薬として来たりしますので、今、打っている措置というのは、それで感染を抑えきれるというものではなくて、ピークをずらして、そこまでの時間稼ぎをするという意味合いは強いと思っています。

だから、時間稼ぎをし、武器を手にして、その上で、増える数の中の重症者とか高リスク者に対して、重点的なフォローができるようにリソースをどこに集中させるか、どこを、言葉は悪いですけれども手を抜く、ここをどういうふうに決めるかというのが一番重要だというふうに思っています。

谷口委員

分かりました。最後に、今日、また正式に決めて、新たな体制がスタートするんじゃないかなと思うんですが、その際、抜本的に変える部分もあるでしょうし、そうした際に、今おっしゃられたように、自宅療養が始まったときに、

見捨てられ感というようなこともよく言われました。そうしたふうにならないように、メッセージの発し方が大事だと思うんですね。

保健所の逼迫を防ぐため、発熱外来の逼迫を防ぐためというメッセージの発し方だと、県民、市民の皆様からすると、よく理解できない可能性があるので、なぜそうするのかというメッセージの発し方は、ぜひちょっと工夫をしていただきたいことをお願いして、質問を終わります。